

国民年金保険料のお得な前納制度を ご利用ください

■1万5千円ほどお得な制度

「2年前納」をご利用いただく毎
月納付する場合に比べて、2年間で
1万5千円程度の割引となります。□
座振替だけでなく、現金およびクレ
ジットカードによる納付も可能です。

■令和7年度の前納割引額

令和7年度に前納制度を利用した場
合、次のとおり割引を受けられます。

●□座振替の場合

- ・2年前納
1万6590円割引
(納付額39万7290円)
- ・1年前納
4270円割引
(納付額19万9490円)
- ・6カ月前納
1160円割引
(納付額10万720円)

●現金およびクレジットカード納付 の場合

- ・2年前納
1万5290円割引
(納付額39万8590円)

・1年前納

- 3620円割引
(納付額20万140円)
- ・6カ月前納
830円割引
(納付額10万1050円)

■前納手続きについて

申出書に必要事項を記入し、年金事
務所にご提出ください。□座振替をご
希望の場合は、預金口座をお持ちの金
融機関でもお申し込みいただけます。
※申し込み期限は2月末です。
※2年後も現金納付で前納希望の場合
は再度申出書が必要です。
詳しくは、町公式ウェブサイトをご
覧ください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096・367・8144

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線104)



国民健康保険被保険者は収入がなくても 申告が必要です

国民健康保険は、所得によって国民
健康保険税の金額や医療費の自己負担
限度額などを算出します。

国民健康保険被保険者で前年中(1
月～12月)の収入がない人や収入が障
害年金・遺族年金のみの人も、必ず申
告をされますようお願いいたします。

■申告をしないと国税の軽減など が受けられません

国民健康保険には、所得額が一定以
下の場合、国民健康保険税が軽減され
る措置があります。しかし、申告をし
ないとこの軽減措置が受けられません。

また、医療費の自己負担限度額判定
も、所得額に基づいて行われるので、
収入がなくても申告をしないと医療機
関での窓口負担が高額になることがあ
ります。

■「医療費のお知らせ」が確定申告 に使用できます

町から国民健康保険被保険者の皆さ
んへ送付している「医療費のお知らせ」
は、確定申告の医療費控除の手続
きで医療費の明細書として使用できま
す。

医療費控除の計算は、「お知らせ」

の「患者負担額」に記載されている自
己負担相当額を基に行います。「お知
らせ」に記載されていないものがある
場合や、実際に負担した額が異なる場
合は、「医療費控除の明細書」を自身
で作成して申告する必要があります。

11～12月診療分の「お知らせ」は5
月に配布します。2月中旬から始まる
確定申告では、11～12月診療分の領収
証が必要です。保管をお願いします。
※医療費控除の申告に関する注意点な
どは、国税庁公式ウェブサイトをご
覧になるか、熊本東税務署または町
税務課までお問い合わせください。

■期間内に申告をしましょう

町での申告受付期間は2月14日
(金)から3月14日(金)までです。

期間内に申告することが国民健康保険
の適正運営につながります。皆さんの
ご協力をお願いします。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線108)

「改正障害者差別解消法」が施行 障害のある人への「合理的配慮」が義務化

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

※個人事業主やボランティア活動をする団体なども含みます。障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら共に生きる社会を目指して、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を掲げています。

■「合理的配慮の提供」とは

行政機関などや事業者が事務・事業を行う際に、障がいのある人から社会の中のバリアを取り除くために何かしらの対応を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

■合理的配慮には「建設的対話」が必要です

申し出への対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者などの双方が持っている情報や意見を伝え合い、「建設的対話」に努めることで、目的に応

じて代わりの手段を見つけていくことができます。

●対応の例

筆談、読み上げ、代筆、介助、席の配慮など

■県の出前講座もご活用ください

「障害者差別解消法」の概要や、障がいにはどんな種類があるのか、どんな接し方をしたら良いのか、どんなことが差別にあたるのか、などさまざまな疑問をわかりやすくご説明します。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



▼お問い合わせ先

県障がい者支援課

☎096・3333・2236

県障がい者支援課(特定相談専用電話)

☎096・3333・2244

町福祉課

☎096・2344・1114

(内線145)

妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査を受診して 安心・安全な出産を迎えましょう

■健診を受けてお母さんとお子さんの健康を守りましょう

町では、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査についてご案内しています。健康診査は、お母さんとお子さんの健康を守る大切な機会です。医師と相談し、適切に受診されますようお願いいたします。

■妊婦健康診査について

妊婦健康診査は、産科などで受けることができます。妊娠届出時に14回分の妊婦健康診査受診票をお渡ししますので、そちらを利用して受診してください。県外の医療機関や助産所で妊婦健康診査を受診する人は、手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

■妊婦歯科健康診査について

妊婦歯科健康診査は、町内歯科医療機関で受けることができます。妊娠中は、つわりによって口腔内の衛生状態が悪化したり、ホルモンバランスの変化によってむし歯や歯周病が進行しや

すくなります。お母さんに歯周病があると早産しやすい傾向があるという報告もあります。

妊娠届出時に妊婦歯科健康診査受診券をお渡ししますので、事前に電話で予約し、受診してください。受診券の使用期限は妊娠28週末満までとなっています。使用期限内に受診をお願いいたします。

▼町内歯科医療機関連絡先

・清村歯科医院

096・2344・3773

・さとう歯科クリニック

096・2355・1118

・りんご歯科なるせ

096・2344・0012

※町が発行した妊婦健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診券は、甲佐町に住民票がある妊婦の人が使用できます。他の市町村へ転出された場合は使用できません。転出先の市町村へお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町健康推進課

☎096・2355・8711

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

春季全国火災予防運動の お知らせ

春季全国火災予防運動が、3月1日(土)～7日(金)の期間に実施されます。火災予防運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的に毎年実施されています。家庭や職場、地域ぐるみで火の用心を心がけ、火災が起きないように注意を払いましょう。

防火標語

『守りたい 未来があるから』

火の用心』

▼住宅防火10のポイント

●4つの習慣

・寝たばこは絶対にしない

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
(町生涯学習センター)
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111 (代表)

●6つの対策

- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ・こんろを使う時は火のそばを離れない
- ・コンセントはほこりを清掃し、必要なプラグは抜く
- ・火災の発生を防ぐためにストーブやこんろは安全装置の付いた機器を使用する
- ・火災の早期発見のために住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し、使い方を確認しておく
- ・お年寄りや身体の不自由な人は避難経路と避難方法を常に確保し備えておく

必ずチェック！

- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う
- ▼お問い合わせ先
上益城消防組合消防本部
☎096・282・1963
- ▼熊本県最低賃金(時間額)
952円
(令和6年10月5日から)
- ▼特定(産業別)最低賃金
①電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
・最低賃金(時間額)
996円
(令和6年12月15日から)
- ②自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関連製造業

女性消防団員を募集します

- ・最低賃金(時間額)
1019円
(令和6年12月15日から)
- ③百貨店、総合スーパー
・最低賃金(時間額)
952円
(令和6年10月5日から)
- ※特定(産業別)最低賃金には適用範囲があります。詳しくはお問い合わせください。
- ▼お問い合わせ先
熊本労働局労働基準部賃金室
☎096・355・3202
熊本労働基準監督署
☎096・206・9829
- 甲佐町消防団では、年々減少する消防団員の確保のため、地域の防災活動や、消防団の広報活動など女性ならではの視点で、災害時などの活

動を支援していただける女性消防団員を募集します。

▼おもな活動

●広報・啓発活動

- ・防火啓発パレードへの参加
- ・独居老人宅へ防火の呼びかけ
- ・地域の防災訓練に参加

●訓練

- ・救命講習の参加
- ・出初式の参加

●出動

- ・火災や災害時などの後方支援

▼処遇について

・団員報酬

条例に基づき報酬を支給します。

・退職報奨金

一定期間以上勤務した団員には退団時に退職報償金が支給されます。

・公務災害補償

活動中に負傷、疾病にかかった場合、公務災害補償を受けられます。

・被服の貸与

活動に必要な活動服を無償で貸与します。

・消防団員福祉共済

プライベートなどで負傷、疾病で入院した際に見舞金が支給される場合があります。

▼お問い合わせ先

町総務課

☎ 096・234・1167

令和7年4月からクリーンセンターへのごみ持ち込み料金などが変わります

令和7年4月1日から御船甲佐クリーンセンター（ごみ処理施設）にごみを搬入する際の手数料を10キログラム当たり150円に改定します。今回の改定は、昨今の物価上昇等を踏まえて増額するものです。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※事業所が排出するごみ（事業系一般廃棄物）の処分にかかる手数料も同様に改定します。

改定する料金の対象

- ①住民または事業所が、ごみを御船甲佐クリーンセンターへ直接持ち込んだ際に徴収する料金
 - ②事業所が収集運搬業者に委託して、御船甲佐クリーンセンターで処分する際の料金
- ※②の料金は、御船甲佐クリーンセンターが収集運搬業者に請求しています。

持ち込み手数料の料金改定表

	改定前	改定後
時期	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
金額	10キログラムあたり 100円	10キログラムあたり 150円

【お問い合わせ先】

町環境衛生課

☎ 096-234-1169

御船町甲佐町衛生施設組合

☎ 096-282-0688

traffic safety

事件・事故件数

種 別	発生件数	
	12月	年累計
人身事故	2	9
物損事故	20	203
盗難など	0	8

12月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種 別	発生件数	前年比較
家 屋	3	0
原 野	14	+3
そ の 他	14	+2
合計件数	31	+5

1月15日現在

tax

町税などの滞納処分(12月分)

種 別	件数・金額など
捜 索	0 件
差し押さえ件数	5 件
公 売 回 数	0 回
公 売 件 数	0 件
滞納処分関連収入	1,746,408円

お知らせ

上益城5町消費生活相談員を募集

上益城5町（甲佐町、益城町、御船町、嘉島町、山都町）では、連携事業として消費生活相談室を設置しており、上益城郡5町にお住まいの皆さんを対象に消費生活相談を行っています。現在、消費生活相談員を新たに募集しています。選考方法などの詳細はお尋ねください。

▼任用期間

令和7年4月1日（火）（または任用の日）～令和8年3月31日（火）
※勤務状況により任用更新あり

▼主な業務内容

- ・消費生活に関する相談対応、あっせん業務
- ・消費者教育および啓発業務
- ・その他、消費生活に関すること

▼勤務日数および勤務時間

- ・週2～3日勤務シフト制
- ・（土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く）
- ・午前9時～午後4時（正午～午後1時は休憩時間）

▼勤務場所

- 曜日によって勤務地が異なります。
- ・月曜日…益城町役場

- ・火曜日…御船町役場
- ・水曜日…嘉島町役場
- ・木曜日…甲佐町老人憩いの家
- ・金曜日…山都町役場

▼応募資格

次の①～④の要件をすべて満たしている人

- ①次のいずれかの資格を有する、または次の資格試験を受験する意欲のある人

- ・消費生活相談員（国家資格）
- ・消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定）

- ・消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会認定）

- ・消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会認定）

- ②パソコンの基本操作が可能な人
- ③地方公務員法第16条各号に該当しない人

- ④普通自動車運転免許を所持している人

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

（内線143）

労働トラブルの解決に「あっせん」をご利用ください

熊本県労働委員会は、解雇や労働条件の変更など、労働者と事業主との間の労働トラブルについて、話し合いによる解決を無料で支援する「あっせん」を行っています。公益委員・労働者委員・使用者委員の3名のあっせん員が解決のお手伝いをします。

正社員か否かは問いません。労働者・事業主のどちらからでも申請できます。労使間のトラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

▼お問い合わせ先

熊本県労働委員会事務局

☎096・333・2753

「女性のための女性司法書士無料相談会」のお知らせ

熊本県司法書士会では「女性になら話せそう」「女性ならわかってもらえそう」といった女性の皆さまのために女性のための女性司法書士による無料相談会を行います。相談の手続きがよく分からない、遺言書を残したい、借金で悩んでいる、夫婦や親子関係でのお悩みなど、女性司法書士が相談をお受けします。

▼相談対象者

女性

▼日時

3月8日（土）午前10時～午後4時

▼相談方法

・電話相談（予約不要）

・面談相談（前日までに要予約）

▼会場（面談会場）

熊本県司法書士会館

（熊本市中央区大江4丁目4・34）

▼相談料

無料

▼お問い合わせ先

熊本県司法書士会事務局

☎096・364・2889

熊本さわやか大学校受講生募集のお知らせ

熊本さわやか長寿財団では、シニアのための学びの場として「熊本さわやか大学校」を開校しています。

▼開催期間

令和7年4月～令和8年3月

▼開催日時・場所

●熊本校

毎週木曜日 午後1時30分

熊本県総合福祉センター

（熊本市中央区南千反畑町3・7）

●八代校

毎週火曜日 午後1時30分

桜十字ホールやつしろ

（八代市新町5・20）

▼募集人員

熊本校…100人 八代校…50人

▼入学資格

県内在住で、令和7年4月1日時点で50歳以上の人

▼受講料

入学金5000円、受講料1万8000円（入学時に一括納入）

▼申し込み方法

町福祉課窓口においてある入学申込書にてお申し込みください

▼お問い合わせ先

一般財団法人熊本さわやか長寿財団
☎096・354・3083

道路に張り出している木の
伐採にご協力を

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により歩行者や自動車などに損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。道路沿いで樹木を所有されている人は、点検を実施し、危険な場合は伐採するなどの措置をお願いいたします。

▼お問い合わせ先

県道路保全課
☎096・333・2495

くらし安全

サイバー関連犯罪に注意！

「闇バイト」が絡む「電話で『お金』詐欺」や強盗、SNSを通して投資への関心や恋愛感情につけ込み、お金をだまし取る「SNS型投資」

ロマンス詐欺」など、サイバー関連の事件が多発しており、だましの手口は常に更新されています。

あやしい情報にまどわされたり、ネット詐欺に遭ったりせず、SNSやインターネットを安全・安心に使いこなすために、最新の情報をチェックして、一人ひとりが家庭や職場などで警戒を怠らないようにしましょう。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会
☎096・282・1110

引っ越しサービスに関する
消費者トラブルに注意

進学や就職で、引っ越しサービスを利用する人が増える時期です。荷物の取扱い方や追加料金の発生でトラブルになる場合があるため、作業方法や補償内容に関して約款などを事前に確認しておきましょう。また、複数社から見積りを取り、納得したうえで契約しましょう。

消費者トラブルでお困りの際は、甲佐町消費生活相談窓口または熊本県消費生活センターまでご相談ください。

▼お問い合わせ先

県消費生活センター
☎096・383・0999

「田んぼダム」に取り組みましょう！！

「田んぼダム」とは、田んぼに降った雨水を一時的に貯め、時間をかけてゆっくりと排水する仕組みです。「田んぼダム」は、田んぼから流れ出す水の量を緩やかにする効果があり、降雨時の浸水リスク等の被害軽減が期待できます。さらに、「田んぼダム」に取り組んでも農作物の生育や収量等へ特段の影響がないことも分かりました。

また、多面的機能支払交付金等を活用して、「田んぼダム」専用せき板※1、専用排水柵※2を購入することなどができます。人吉・球磨地域では、令和5年度末時点で既に617ha（東京ドーム約135個分）の田んぼで取り組みを実施しています。

「田んぼダム」は地域全体のより多くの田んぼで取り組むことで、災害リスクに対するより大きな効果を発揮します。みなさんの地域を田んぼで守るため、ぜひ「田んぼダム」に取り組みましょう。

田んぼダムの仕組み



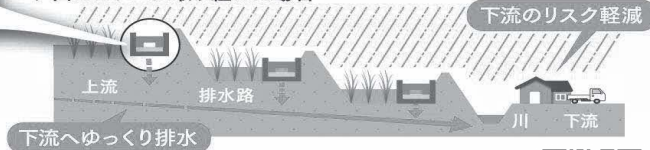
©2010熊本県くまモン



▶通常の水田の場合



▶田んぼダムに取り組んだ場合



■お問い合わせ先
町農政課 ☎096-234-1176

★もっと知りたい方は
QRコードから！！

